**自治会規約の参考例**

○○自治会　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱いに関する規約

（目的）

第１条　この規約は、江別市から共有された避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画（以下「計画」という。）の取扱方法を定めることを目的とする。

（保管）

1. 名簿は、自治会長、副会長、及び○○部長が保管する。

　２．個別避難計画は、前項に定める者のほか、避難行動要支援者本人及び避難支援者が保管する。

　３．名簿又は個別避難計画の保管者に変更があったときは、速やかに前任者から後任者に引き継ぐものとする。

（利用目的の明示）

第３条　個別避難計画作成に必要な情報は、本人又は代理人から直接書面又は聞き取りによって取得する。

（利用目的及び制限）

第４条　名簿及び個別避難計画は、災害発生時における要支援者に対する避難支援、安否確認、救出等及び平常時における要援護者に対する声かけ、見守り等の防災活動に利用するものとし、これら防災活動の目的以外には利用しない。

（名簿の管理及び更新）

第５条　名簿は、複写禁止とし、情報の漏えい及び滅失を防ぐために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

２．名簿が不用になったときは、市に返却しなければならない。

３．名簿の更新は、自治会で保管している名簿を市に返却し、新しい名簿の交付を受けることにより行うものとする。

（個別避難計画の管理）

第６条　個別避難計画は、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、情報の漏えい及び滅失を防ぐために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

　２．個別避難計画が不用になったときは、保管者が裁断機等により裁断し、廃棄しなければならない。

（点検）

第７条　自治会長は、定期的に名簿及び個別避難計画に係る個人情報の取扱いについて点検し、情報の漏えい及び滅失を防ぐものとする。

（秘密を守る義務）

第８条　第２条に規定する保管者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（規約の改廃）

第９条　この規約の改廃は、自治会規約の規定に準ずるものとし、規約を改廃したときは、市に報告するものとする。

附則

この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。